

滞納問題

問 現在の村税滞納者数は

答 法人184件、個人1583件



松本喜美人議員

【村税滞納問題について】

問 平成25年度村税滞納繰越者の実数及び、法人、個人の内訳は。

村長 平成26年3月7日現在、1767件で、法人184件、個人1583件です。うち過年度滞納者は、法人107件、個人594件です。

村長 各年度末での実数で数値を押さえていませんが、延べ件数では、平成21年度175件で7546万円、22

年度504件で2億187万円、23年度496件で3億7231万円、24年度597件で3億4897万円、25年度2月末現在586件で12億5778万円です。なお25年度差押の実件数は、375件です。

問 過去5年間の、滞納繰越者の実数における換価件数及び金額は。

村長 延べ件数では、平成21年度109件で464万円、22年度302件で542万円、23年度287件で4174万円、24年度346件で3045万円、25年度2月末現在304件で6283万円です。

村長 長期にわたり村税を滞納し、滞納額も多額と適用することへの見解は。

なっている状況において、多額滞納者の多くは宿泊関連の営業を営んでいます。滞納が解消できない理由として、金融機関の抵当権設定が優先され、差押えが劣後債権となり、換価できない状況にあります。

また、金融機関への返済が優先され、滞納額が確実に減少していくほどの納税がないこと、さらに滞納者が営業しているため、滞納処分を停止の要件である「滞納処分を執行できる財産がないとき」、「滞納処分を執行することによって生活を著しく困窮させる恐れがあるとき」、「その所在が及び滞納処分を執行することができるとともに不明なとき」に該当せず、滞納処分の停止ができない状況にあります。差押えをし、公売に付しても、平地部分はなかなか売れない現状があります。

この状況の打開策として、破産法を用いての処理により、執行停止の要件に該当し、不能欠損処分が可能となり、結果として徴収率の向上を図ることができると考えたからであります。



白馬村税務課

村長 破産法を適用しての債権処理には慎重論が多く、行政が行うことの疑問も残る等のご意見をお聞きする中で、制度そのものの理解や相互の理解を深めることが必要であること、金融機関との協議も必要と判断し、見送ることとしました。

問 破産手続申立てについて、当面見送りの理由は。